

令和5年3月13日
都市整備部住宅課

江東区マンション建設方針について

1 目的

本区は、令和3年度に実施したマンション実態調査の結果を反映し、令和3年度末に江東区都市計画マスタープラン内で江東区住宅マスタープランを策定した。

住宅マスタープランでは、テーマ別まちづくり方針（住環境部門）にて、「多様な暮らしを育む定住都市」のテーマのもと、各取り組み方針が定められており、これを具体化し新たな課題に取り組むため、平成29年11月策定のマンション建設方針を改定し、新たな「マンション建設方針」を策定する。

2 事業者を求める新たな内容

今後江東区マンション等の建設に関する条例に反映するため、マンション建設方針において次の内容を定める。

(1) ワンルームマンション対策

- ① ファミリー住戸の附置義務
- ② マンション条例適用対象範囲の拡大
- ③ 町会との協議結果の報告義務
- ④ 管理に関する表示の厳格化

(2) 防災（浸水）対策

- ① 建物への浸水対策
- ② 緊急時の垂直避難先の確保
- ③ 防災に関する重要事項説明書等への記載義務

(3) マンションの持続可能性向上

- ① 駐車場附置台数の見直し
- ② 地球温暖化対策（電気自動車用外部充電設備、地球温暖化対策設備設置）
- ③ 宅配ボックスの設置による新たな生活様式への対応
- ④ 維持保全の強化

3 今後の予定

令和5年第2回区議会定例会に議案「江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。

施行日は令和6年1月1日とする。